平成２３年（フ）第２１号
最後の住所長野県岡谷市長地権現町２丁目１番68号、開始決定時の住所長野県岡谷市長地権現町２丁目１番68号
破産者　亡坂本勲一相続財産（開始決定時坂本勲一）
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第２３３号
三重県津市白塚町2874番地１　ハイツドヌールＢ棟111号、前住所三重県津市白塚町4288番地の１
破産者　南　　利一
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１１３号
長崎県諫早市中通町886番地、支店長崎県雲仙市愛野町乙4281番地11
破産者　株式会社吉田組
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１５号
大分県杵築市大字南杵築1715番地30
破産者　株式会社ビーナビゲーション
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２３年（フ）第２３６号
宮崎県西都市大字三宅3340番地
破産者　株式会社井上開発
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２１６号
さいたま市中央区上落合３丁目13番26―310号
破産者　藤田　　薫
1　決定年月日　平成24年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６４８号
さいたま市南区関２丁目８番23号、前住所埼玉県戸田市笹目２丁目18番地の４　奥墨荘
破産者　中山　善之
1　決定年月日　平成24年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７４０号
埼玉県ふじみ野市滝３丁目１番地29
破産者　中村　　明
1　決定年月日　平成24年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７４３号
埼玉県狭山市祇園18番41号
破産者　山口　　稔
1　決定年月日　平成24年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４８５号
長崎県長崎市昭和２丁目２番21号　Ｔハウス103
破産者　後藤　　要
1　決定年月日　平成24年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８３９号
札幌市中央区北７条西20丁目１番22号　村山荘１号
破産者　江谷　岩男
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３１０号
札幌市東区北27条東１丁目４番18号　パークハイツ27Ｃ棟201号
破産者　鶴見　祐悟
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６９９号
札幌市豊平区平岸８条13丁目１番22―102号
破産者　野口　　孝
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９５４号
札幌市中央区南10条西11丁目１番37―602号
破産者　村岡さやか（旧姓志和・宮崎・小笠原・金子）
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０１８号
札幌市北区太平５条５丁目１番15号
破産者　高橋　正一
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０４３号
札幌市手稲区星置１条７丁目９番７号
破産者　山田　　滋
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０１６号
宮城県多賀城市町前３丁目２番６―706号、従前の住所宮城県塩竈市新浜町３丁目14番11号
破産者　須田喜美子
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０７４号
さいたま市緑区大字三室956番地10　三山コーポＶ105
破産者　田代　則子
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０７５号
さいたま市緑区大字三室956番地10　105
破産者　田代　幸子
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係